

毎週火、金曜日発行（但休日該当ときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 条 例

鳥取県管住宅管理條例の一部を改正する條例をここに  
公布する。

昭和三十七年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県條例第十九号

### 目 次

◇ 条 例 鳥取県管住宅管理條例の一部を改正する條例

鳥取県管住宅管理條例の一部を改正する條例

鳥取県管住宅管理條例（昭和三十四年十二月鳥取県條例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県管住宅中

三十五年	湖山町	鳥取市湖山町	簡易耐火	二、四三〇円	
三十五年	湖山町	鳥取市湖山町	簡易耐火	二、四三〇円	
三十六年	緑町	鳥取市立川町五丁目	木造	二、〇〇〇円	集会室付
三十六年	ひばりが丘	鳥取市浜坂	木造	一、八〇〇円	集会室付
三十六年	高松	境港市竹内町	簡易耐火	二、四〇〇円	

を  
に、

同表の第二種県管住宅中

三十五年	湖山町	鳥取市湖山町	簡易耐火	一、四〇五円	
三十五年	湖山町	鳥取市湖山町	簡易耐火	一、四〇五円	
三十六年	高松	境港市竹内町	簡易耐火	二、一〇〇円	
三十六年	福原	米子市西福原	中層耐火	二、五〇〇円	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五、第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市吉田一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市東谷町印刷所  
[定価] 一部月極二五〇円(配達料共)

に を